

岐阜県公報

号外 (一) 令和六年三月六日

目
告 示 次

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

岐阜県告示第九十二号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年三月六日

岐阜県知事 古 田 筆

一 知事指定薬物の名称

1 (八R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-六-メチル-九-十-ジデヒドロエルゴリン-ハカルボキシアミド及びその塩類

(通称MIPRA、MIPRA-N-Methyl-N-isopropyl ysergamide)

2 2-[{(四-ブトキシフェニル)メチル]-五-ニトロ-1-H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル-N-N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類

(通称Butonitazene)

3 1-(ベンゾ[d]-1-三)ジオキソール-五-イル)-2-(プロピルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類

(通称N-Propylbutyrylone, Putylene, BK-PBD-B)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

令和六年三月七日

令和六年三月六日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社